

第2回藤沢市石綿関連疾患対策委員会

会議録

2015年（平成27年）9月

総務部 行政総務課

開催日：2015年（平成27年）7月30日

時間：19時00分から20時45分まで

場所：湘南NDビル8階 8-1会議室

出席者：村山委員，永倉委員，名取委員，吉村委員，塩見委員，牛島委員，
久保委員，有園委員，赤堀委員

【事務局】小野総務部長，中島総務部参事，饗庭行政総務課主幹，吉原
行政総務課課長補佐，中野行政総務課主任，

【職員課】中村主幹，横田上級主査

【保育課】武井参事，中川主幹，藤田課長補佐，戸部主査，浅木主任

欠席者：清水委員

委員長	皆様，こんばんは。 本日はお忙しい中，お集まりいただきまして，ありがとうございます。 では，まず事務局から出席状況につきまして，ご報告をお願いいたします。
事務局 （中野主任）	本日につきましては，現在8名の委員にご出席いただいております。 吉村委員につきましては，10分から15分ほど遅れて来られると のご連絡をいただいておりますので，後ほどご参加予定です。 そのため，本日は清水委員のみご欠席という状況です。
委員長	傍聴者につきましては，いかがでしょうか。
事務局 （中野主任）	傍聴者はなしです。
委員長	では，次第に従って進めさせていただきます。 議題の2に移りまして，「事務局職員の変更」につきまして，事務局 よりご説明をお願いいたします。
事務局 （中島参事）	行政総務課の中島です。 それでは，今年の4月の人事異動により，前回委員会から事務局職 員等の交代がございますので，私からご報告いたします。 まず，前総務部長の飯尾が3月で定年退職を迎えたため，4月より 片瀬市民センターより小野が総務部長に着任しております。 続いて，行政総務課におきましては，平井主幹が異動し，新たに饗 庭主幹が着任しております。 次に，職員課におきましては，齋藤主幹が異動し，新たに中村主幹

	<p>が着任しております。</p> <p>また、本日から職員の健康管理等を担当しております，横田上級主査も出席させていただいております。</p> <p>なお，浜見保育園を所管しております，保育課におきましても職員の交代がございましたので，併せてご報告いたします。</p> <p>新しく保育課長に着任いたしました，武井でございます。</p> <p>続いて，主幹の中川，課長補佐の藤田，最後に主査の戸部でございます。</p> <p>事務局職員等の変更につきましては，以上です。</p>
委員長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは，議題の3に移ります。</p> <p>各専門部会からの報告でございますが，まず（1）の石綿関連疾患補償検討部会の報告を事務局からお願いいたします。</p>
事務局 （中野主任）	<p>では，補償検討部会につきましてご報告いたします。</p> <p>補償検討部会につきましては，これまで4回開催しております。</p> <p>資料は資料1をご参照ください。</p> <p>まず，検診に際する補償について，どのような項目があるのかという点につきましては，（1）の から のとおりです。</p> <p>検診そのものの費用から，交通費，そして休業補償という3項目について現在検討中です。</p> <p>今回の検討に際する課題につきましては，一般的な補償とは異なり，現在本人に被害等が発生しているわけではないという点を，どのように捉えていくかというものがございますが，この点につきましては東日本大震災における原発被害を例にとりて，解釈を進めているところです。</p> <p>続いて ですが，各補償項目の算定方法につきましては，検診費用については実費補償ということで，市で全額負担することを前提に進めております。</p> <p>その中で，他の診療所等で撮影された画像を持ち込まれた場合につきましては，その受診がアスベスト検診目的のものであったのかという確認が必要としております。</p> <p>次に，交通費についてですが，受診者全員に対して実費で補償するか，または受診者の住所地が首都圏等の近隣であるのか，その他の地域であるのかで分け，首都圏等の近隣在住者については一律の一定額補償とし，その他の地域在住者につきましては実費補償とする，という2つの方法があるということで検討をしております。</p>

	<p>最後に休業補償についてですが、これにつきましてはいわゆる日当扱いとし、みなさまに一定額を補償していくということで検討しております。</p> <p>各補償の算定方法等につきましては、今後更に部会において議論し、次回委員会に向けてまとめていきたいと考えております。</p> <p>また、現在赤堀委員にもご協力いただき、浜見保育園案件における事実確認についても進めているところです。</p> <p>第1回委員会においてもお話のあった、赤堀委員所有の資料もご提供いただき、補償等の検討資料とさせていただきます。補償検討部会の報告は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>部会をご担当いただいている、委員のみなさまより何か補足はありますか。</p>
久保委員	<p>課題にありました、検診に際する補償については今後も検討していくところですが、それと同時に赤堀委員にもご足労いただき、平成16年から平成18年頃のことについても確認しているところです。</p> <p>ご提供いただいた資料等も目を通しておりますが、この資料の取扱をどのようにしていくのかについては、今後検討が必要であろうと考えております。</p>
牛島委員	<p>本日の委員会での議論を受けてという面もございますが、検診費用の補償における画像持ち込みの場合については、アスベスト検診目的の受診かどうか確認が必要としておりますが、アスベスト検診のために必要な画像取得については、基本的には市が費用負担するという方針が出せるのであれば、必ずしも確認を要するものではないと考えております。</p>
委員長	<p>赤堀委員からは何かございますか。</p>
赤堀委員	<p>現在気になっているところでは、過去の検診において要経過観察となり、その後独自で検査をされている方がいらっしゃるのですが、その方は現在有給休暇等を利用し、受診されていると聞いております。</p> <p>もちろん、市から交通費等も支払われてはいないと聞いております。会社の健康診断の一環で病院に受診し、アスベスト関連疾患についても検査しているようです。</p> <p>まだ補償については確定していない中で、この方のようにすでに検診等を受診されている方については、遡って適用されるのかどうか、</p>

	その点が気になっています。
牛島委員	遡るかどうかについても、現在検討中です。
赤堀委員	その方は、弟さんも浜見保育園に在籍されていたとのことで、そのことも懸念されているのですが、補償等が確立する前に、発症等の事態が生じてしまうことを懸念されておりましたので、そうした際にはどのように取り扱うのか気になっております。
委員長	それは、自主的な検診についておっしゃっているのでしょうか。
赤堀委員	その方は、すでに胸膜肥厚の可能性もあるということですので、本来であれば市が補償して経過を診ていくということになるのではないかと考えております。 しかし、まだ補償等が確率していないため、現在は会社の検診の一環で診ているということのようです。
牛島委員	補償に関しては、どこまで遡るべきであるのかについても、今後議論していくべきかとは考えております。
久保委員	過去のことについてどのように扱っていくのかは、その方に限らず議論が必要であると考えますので、この委員会において考えていくべきかと思えます。
委員長	過去の扱いについての議論は、非常に時間がかかるものと思われまますので、まずは部会等において検討していただき、次回委員会等においてみなさまで議論ができればと思えます。 今の時点で何か、補償検討部会についてご質問等ある方はいらっしゃいますか。
牛島委員	今のお話は、昭和59年の改修工事の対象者のことと思いますが、かなり過去のこととはいえ、適切な範囲内であれば、遡ることは可能と思えますので、今後考えていきたいと思えます。
委員長	副委員長から何かございますか。
副委員長	遡及的な適用について、まずは部会においてご検討いただきたいと思えます。
久保委員	平成20年度及び平成25年度に実施した検診においては、検診費用の他に交通費や休業補償は支払われていないのでしょうか。
事務局 (吉原補佐)	過去においては支払っておりません。
久保委員	正式な検診を二度行っているが、交通費等は支払っていないということであると、その点についても遡ることを検討する必要があると

	<p>考えます。</p>
委員長	<p>では、その点も含めて、補償検討部会において引き続き検討を進めていただければと思います。</p> <p>また、久保委員からお話のございました、過去の事実確認についてですが、補償検討部会の性質とは異なる部分もございますので、その点につきましては後ほど議題の中で整理していきたいと思えます。</p> <p>では、次に（２）判定部会の報告につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局 （中野主任）	<p>続きまして、判定部会の報告をいたします。</p> <p>判定部会はこれまで２回開催しております。</p> <p>資料は、資料２をご覧ください。</p> <p>判定部会における議題は、この後の議題にもございます、平成２７年度浜見保育園アスベスト関連検診についてが主なものです。</p> <p>保育課から提示のあった検診スケジュールや、検診内容及び検診に使用する資料について、確認してまいりました。</p> <p>また、その中で検診に際する注意点として、検診対象者から提供されたレントゲン画像が間接撮影のものである場合や、１年以上前に撮影された画像である場合には、読影は実施し結果を本人に通知するが、本人に対し間接撮影では詳細に診られないこと、又は１年以上前の画像では現在の状態の判定ではないことを伝える必要があるとしております。</p> <p>そして、読影の結果「要精密検査」となり、ＣＴ撮影等を行っていただいた方については、そのＣＴ画像の読影結果に応じて対応を検討していく必要があるとしております。</p> <p>最後に、検診対象者から受診希望があるが、当該年度に事情があり受診できないという方に対して、翌年度へ繰り越して受診することを可能とするかどうかは、別途検討する必要があるとしております。</p> <p>資料の裏面に移りまして、第２回の判定部会において検討していただきました、職員に対する今後のアスベスト関連検診についてご説明いたします。</p> <p>これまで職員に対する検診については、児童と同様に平成２０年度及び平成２５年度に産業医による画像の読影を実施してまいりました。</p>

	<p>しかしながら，当該産業医が退職したことに伴い，現在市にはアスベスト関連疾患の読影ができる産業医が不在となっていることから，今後の検診については判定部会にお願いしたいと，職員課より説明のあったものでございます。</p> <p>これにつきましては，判定部会よりもまずは委員会に対してその内容を提議するべきとの意見をいただいているところです。</p> <p>また，これにあたっての注意点としましては，現役職員については労働安全衛生法に基づいて健康管理が実施されておりますが，退職職員等につきましてはその法の対象ではないため，何を根拠として検診を実施していくのかを整理しておく必要があるとしております。</p> <p>最後に，判定部会から委員会に対する提議事項ですが，これまで検診頻度については児童・職員ともに5年に1回ということで進めてまいりましたが，5年に1回ということに医学的根拠がなく，通常肺ガン等を診ていく場合には，毎年実施していく必要があること等を踏まえると，再考する必要があるとのことでございます。</p> <p>そのため，検診頻度を再考するためにも，浜見保育園においてどの程度アスベストが飛散したのかという事実確認，及びそれに伴うアスベスト関連疾患の発生リスクの推定を行う必要があるとしており，またアスベスト関連疾患の早期発見という利益とレントゲン撮影による放射線被ばくのリスクという関係について検討しておく必要があるということで提議されております。</p> <p>この2点につきましては，後ほど議題とさせていただきます。</p> <p>判定部会の報告は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では，各部会員より何か補足はありますか。</p>
<p>名取委員</p>	<p>検診というのは，その案件に関する疾患等の発生リスクを推定したうえで，適切な頻度で実施するものです。</p> <p>そのため，それによって対象者も変わってくるものです。</p> <p>しかしながら，本案件については，5年に1回検診を行うということ自体が十分な検討を経ぬまま決定されているように思われるため，まずはアスベスト関連疾患の発生リスクについて，委員会において十分検討いただきたいということです。</p> <p>判定部会においては，検診資料等についての確認は行ったため，検診を実施することはいつでも可能ですが，何よりもリスクの推定を行っていただきたいということで提議いたしました。</p>

	<p>もう一つは、本案件については0歳時点ではばく露している可能性がないわけではないため、30歳代でアスベスト関連疾患が発症する可能性もあるかもしれませんが、その方に対しCT撮影を行うことによる放射線被ばくの問題も考えていかなければならないということです。</p> <p>通常のレントゲンと比較すると、CTは放射線量が200倍程度とも言われている中で、レントゲンは毎年撮影すべきとしても、CTについても同様の取り扱いとすることはどうなのかという点について、委員会において議論が必要かと考えております。</p> <p>そういった中で、事実とリスクについてある程度の幅を持たせてもよいかと思いますので、浜見保育園においてアスベストがどの程度飛散したのか、それに伴う疾患の発生リスクはどの程度であるのかを、村山委員長を中心に推定していただきたいと考えております。その推定を行った後に、検診の実施について検討していかなければならないと考えております。</p>
吉村委員	<p>この案件については、どの程度のリスクがあるのかということが不明であることが、そもそもの問題なのかなと感じております。</p> <p>そのため、この委員会においてある程度の飛散事実の確認や、リスクの推定を行っていただきたいと考えております。</p> <p>リスクの大小如何では、この委員会の在り方も検討する必要があるのかなとも考えております。</p>
塩見委員	<p>難しいとは思いますが、職業でアスベストにばく露された方々とはばく露量も異なるため、ある程度外部にも示すことができるようなコンセンサスは図っておく必要があると考えております。</p> <p>リスクについては、不明であるからこのように推定したというように、幅を持たせながらも示せるところまでまとめていく必要はあると考えております。</p>
名取委員	<p>補足になりますが、リスクというのは100%判明しているものだけがリスクではないため、それが判明せず動物実験による結果しかない場合には、その結果を何倍かにして人間にあてはめて推定するというような手法も用いられております。</p> <p>そのため、今回の場合も不明なままとなってしまう部分もあるかと思いますので、その点については推定の根拠を明らかにした中で、幅を持たせた結果を出していただきたいということです。</p>
有菌委員	<p>現状で一番リスクが高いと考えられるのは、平成11年以降に何度か天井を開けた際に、その部屋にいた児童や職員ということではよ</p>

	うか。
赤堀委員	我々は浜見保育園のことしか知らないが、今回推定するリスクというのは、他の案件等も参照しながら導き出すものということではないでしょうか。 そのために、我々ができることとしては、当時の保護者等も協力しながら、事実確認のための資料等を整えることではないかと考えております。
委員長	ある程度、推定の幅は出てしまうものと考えておりますが、その中でも目安は付けて結果を出していきたいと考えております。
久保委員	リスクの推定のためには、環境濃度と滞在時間を基に算定されるのでしょうか。
名取委員	あとは対象者の年齢ですね。
赤堀委員	当時、浜見保育園のアスベストに関することは全て補償すると市は発言しており、対象の保育室から離れた0歳児室にいた児童も含めて対象とすると言っていたが、この二つの部屋にいた児童では、それぞれリスクが異なるということでしょうか。
名取委員	そのリスクの違いについては、ある程度推定できます。 この部屋でこういったことがあったから、この部屋における濃度は10分の1くらいというような推定は、資料等も参考にしながら行えると思います。
有菌委員	それは誰がどのように実施していただけるものなのでしょうか。
委員長	まずは原案を専門部会等で作成いただいて、委員会において審議し、合意が得られるかどうかという流れだと思います。 ただ、本当の数値というのは不明であるため、その点は推定するしかないと思います。
赤堀委員	私が保管していたアスベストは、現在永倉副委員長に保管していただいていると思いますが。
副委員長	赤堀委員が保管されていた、浜見保育園の天井に吹き付けられていたアスベストの一部は、現在アスベストセンターに保管しております。
赤堀委員	それを基に推定することはできないのでしょうか。
副委員長	アスベスト自体の分析はできるかと思いますが、そこから推定ができるかは難しいところだと思います。 あと、もう一点大切なのは、その粉じんの中にどのくらいの時間児童や職員の方がいたのかということです。 そのあたりは、ヒアリング等を行うしかないのかなと思います。

赤堀委員	個々の時間というのは判明しないと思いますが、一番長い時間いた児童と短い時間いた児童というのは分かるかと思いますが。
副委員長	一番長い時間いた方を参照して、推定できればよいと思いますので、その方がどのくらいの時間いたのかが、基礎的な数字になってこようかと思います。
赤堀委員	昼寝が何時にあったかとか、そういう数字ですね。
副委員長	<p>そうですね。何時に登園されて、何時にお昼寝があって、何時は外で遊んで、最終的に何時にお迎えが来られたかというようなところだと思います。</p> <p>そういったことを総合して、どの程度ばく露があったのかを推定するしかないと思います。</p> <p>もう一つ気にかかっているのは、この委員会での取扱事項ではないかもしれませんが、浜見保育園を卒園された児童が進学した小学校や中学校等が、適切にアスベストを取り扱っていたのかという点です。</p> <p>浜見保育園における飛散の推定をしても、その他にばく露していた可能性があるのであれば、その方におけるリスクはまた変わってきますので、そこも大切かと思いますが。</p> <p>ある小学校では、天井に吹き付けられたアスベストを、ネットで受け止めていただけという、ひどい事例も見てきたので。</p>
有菌委員	それは何年くらい前の話なのでしょうか。
副委員長	10年ほど前ではないかと思います。
名取委員	<p>今の点については、浜見保育園におけるアスベストばく露の案件に関係することではないですよ。</p> <p>他でアスベストばく露があったかどうかを議論する場ではないので、まずは浜見保育園でどれくらい飛散したのかを確認することが大切だと思いますが。</p>
副委員長	ただ、そうした他の場所でのばく露も関係はしてくると思いますが。
名取委員	ご本人にとっての発症リスクという点では関係してくると思いますが、まずは浜見保育園案件ではどの程度のリスクがあるのかを推定しなければならないと思います。
委員長	<p>浜見保育園においては、「最低限このくらいのリスクがある」ということを、まずは推定することが大切かと思いますが。</p> <p>それに加えて、他でのばく露の可能性があると、その方における発症リスクは変わってこようかと思います。</p>
久保委員	他の場所でもばく露している可能性があるとなると、原因が何であ

	るかは解明されないかもしれないということでしょうか。
委員長	浜見保育園を卒園されてからは、みなさま多様な生活をされていると思いますので、浜見保育園のみが原因でない方も出てくるかもしれません。
久保委員	検診の問診票にも、卒園後の生活歴のような項目がございますが、対象者がかなり若いうえに、学校等で低濃度のばく露に遭った可能性を想定しておく必要があると思います。
有菌委員	児童の卒園後については、鵜南小学校から湘洋中学校へと進学していくケースがほとんどだと思います。 我々が広報で目にしたものは浜見保育園のみであるため、市内の小学校等では本当に問題はなかったのかという点は気になります。
名取委員	リスクの推定に関しては、一人で行うものではなく、法律関係者や専門家の村山委員長や永倉副委員長等で検討していただいて、まとめていただいた案を最終的に委員会へ提議していただくという流れで進めていくものであると思います。 その中で、保護者のみなさまからも話を聞かせていただくこともあるのだと思います。 そのため、リスク推定をまとめるのが遅れてしまえば、今年度の検診実施も難しくなってくるという状況も出てくるかと思えます。
委員長	とりあえず、浜見保育園におけるアスベストばく露の事実確認とそのリスクの推定ということで限定させていただければと思います。 部会から出てきた課題については、後ほど議論させていただければと思いますが、その他に何かご質問などございますか。
久保委員	一点、補償検討部会におけることをご検討いただければと思いますが、今回の補償については交通費や休業補償も検討項目として取り扱ってきておりますが、こういった補償については検診費用のみで留めるケースも多々あります。 そうした意味では、今回の内容は多めに支払うことを前提に進めているところですが、これについては今後も対象とすべきというご意見でみなさまよろしいのでしょうか。
名取委員	例えば、それは浜見保育園におけるアスベスト関連疾患発症リスクが低ければ、そこまで補償する必要がないというような関係があるものなのでしょうか。
久保委員	補償項目については、リスクとは直接関係しないものだと思います。
名取委員	ただ、リスクが低ければ検診をどの程度実施するのも変わってく

	<p>るものですので、そうした意味ではリスク推定によって全て変わってくる可能性があると思われます。</p> <p>そのため、まずは対象者の不安に答えるためにも、「リスクは少なかったの、そこまで心配する必要はないですよ」とか「リスクがある程度推定されるため、経過を診ていきましょう」と説明することができる根拠を作らなければならないと思います。</p> <p>その後で、補償の範囲等についても確認していく方がよしいのではないかと考えます。</p>
委員長	<p>文京区さしがや保育園の事例などで何か参考になるものなど、牛島委員からございますか。</p>
牛島委員	<p>さしがや保育園に関する検診の際に、交通費や休業補償が支払われているかは確認しておりませんが、文京区では園児一人に対し10万円の見舞金が支払われているところです。</p>
委員長	<p>補償と見舞金はまた性質が異なるものかと思いますが。</p>
牛島委員	<p>確かにそうですが、とりあえず補償部会において検討したのは、本来は実費補償が望ましいのかと思いますが、一人一人に対し経路等を確認し、あなたはいくらですというような流れでは事務手続きも煩雑になるうえに、当日支払いができず振込手数料等も発生してしまう事態になりますので、ある程度一定額で進めていく方がよいのではないかと考えております。</p> <p>しかしながら、やはりリスクを踏まえて、補償についても再度考えていく方がよいのかなと思っております。</p>
委員長	<p>では、この件につきましてはよろしいでしょうか。</p> <p>次第では、今年度の検診についてとなっておりますが、これまでの議論の中で今年度実施するかどうか不明ではございますが、とりあえず今年度実施するという前提で、ご説明をしていただくかたちでよろしいでしょうか。</p>
名取委員	<p>今年度の検診対象者が30名ということの内容なのですが、これは検診が5年に1回ということで30名となっておりますので、この前提は変わっていく可能性があります。</p>
久保委員	<p>確かに、検診を効率的かつ的確に実施していくためには、リスクの調査も行って実施する方が望ましいとは思いますが、これまでの経過を踏まえると、今年度の検診については実施した方がよいと思っております。</p>
名取委員	<p>すでにこれまで2回の検診を実施し、その中で問題が出てきたとい</p>

	<p>うことでこの委員会が設置されておりますので、今年度の検診実施自体をリスク推定と絡めて考えないと、この委員会を設置した目的から外れてしまうと思います。</p>
久保委員	<p>ただ、対象者の方々にはこれまでご案内している中で、リスクの推定を改めて行うために、今年度は検診は実施しないという判断をしましてよろしいのでしょうか。</p>
名取委員	<p>リスク推定を行ったうえで、検診頻度を改めて委員会において決定して、検診を実施していきますというご案内を行えばよいと思いますので、無理に今年度の検診実施を前提に進める必要はないかと思いますが。</p>
委員長	<p>議題4がございまして、念のため資料のご説明をお願いいたします。</p>
保育課 (中川主幹)	<p>では、今年度実施を予定しております、浜見保育園アスベスト関連検診につきまして、ご説明いたします。</p> <p>すでに判定部会においてご検討いただいておりますので、概要をご説明いたします。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>検診につきましては、今年度21歳を迎えられる、当時の園児を対象としたものです。</p> <p>具体的な検診の流れにつきましては、検診資料2をご参照ください。今回初めて対象となられることを踏まえて、検診前に説明会を開催したいと考えております。</p> <p>その後、受診の希望等を取りまして、レントゲン撮影を行います。その画像を判定部会にて読影し、検診資料5と7を用いまして、ご本人に結果通知を行うという流れでございまして。</p> <p>なお、結果通知のみでは不安に思われる方に対しましては、判定部会にご協力いただき、相談会なども開催してまいりたいと考えております。</p> <p>対象者の方への説明会及び検診に通知につきましては、検診資料1及び2を使用し、問診や読影等の際には検診資料3から6を使用するものです。</p> <p>現在、検診の頻度等ご議論いただいておりますが、その内容等に応じて、資料の内容等は修正してまいりたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上のような流れで、ご準備はされているとのことですが、先程来</p>

	<p>ご議論いただいております，リスクの推定を受けて改めて資料等もご検討されるとのことでございます。</p> <p>委員のみなさまから何かご質問等ございますか。</p>
名取委員	<p>いずれにしても，リスクの推定を受けてのこととなりますが，リスクが高いという方に対しては毎年検診を実施するということになるでしょうし，逆にリスクが低いという方に対しては，毎年は必要ないということにもなると考えますので，その点も改めて検討すべきかと思えます。</p>
委員長	<p>今，改めて名取委員からもございましたとおり，リスクの推定を受けて今年度の検診を進めていくということだと，現在想定されているスケジュールでは難しいのかなと思われます。</p> <p>また，今年度実施するかどうかも議論の余地があるかと思えます。</p>
久保委員	<p>名取委員のお話ですと，改めて事実確認とリスクの推定を，この委員会で行うことに意義があるとのことですが，これまで市の方では平成27年度に検診を実施することで話を進めてこられているわけですから，リスクの推定は行うとしても，それとは別に今年度の検診は実施すべきではないかと考えますが。</p>
委員長	<p>これまで市から対象者には案内をされているのでしょうか。</p>
保育課 (浅木主任)	<p>毎年，対象の方に対し「アスベストニュースレター」というものを送付しているのですが，その中で何年度に何歳児であった方は，何年度に検診対象ですというご案内はしてきておりますし，その検診頻度が5年おきであるということもご案内しているところです。</p>
名取委員	<p>委員会が設置されたことによって，これまでの前提を見直して，改めてリスクの推定という検診の根拠を明らかにし，検診頻度等を決定し進めていくということになるかと考えております。</p> <p>そうでないと，検診を担当する我々としては，受診者に対して説明ができない状況のため，やはり根拠がはっきりしてからでないと，検診は実施できないと考えています。</p>
赤堀委員	<p>2010年のアスベストニュースレターにおいて，検診の対象年度を表として市が案内しておりますので，これをご覧の方は今年度実施されないということに戸惑うと思えます。</p> <p>また，こうした通知があったため，受け手としては何か根拠があって5年に1回という頻度が決定されているものだと考えておりましたが，そこがそうではないとなると，改めて根拠を決定すべきなのではないかと思えます。</p> <p>そのため，対象者に対して現在改めて調査中ですので，検診実施に</p>

	<p>についてはお待ちくださいというようなご案内をされればよいものと思います。</p>
有菌委員	<p>委員会において様々な専門家が、リスクを推定し、適切な検診頻度を改めて決定するとしているため、検診については今後ご案内しますというような通知をしていただければ、保護者としても安心するものと思います。</p>
委員長	<p>スケジュールも念頭に置いて進めなければならないことが一つの課題かと思えますし、仮に毎年検診を実施するとなった場合は、全員が対象となってくるという点も課題かと思えます。</p>
有菌委員	<p>ただ、リスクの度合いについては、それぞれの方で異なってくるかと思えますが。</p>
久保委員	<p>ばく露の可能性のある昭和59年度の改修工事や、その後の断続的な雨漏り、また天井の点検口を開けた時期などによって、それぞれリスクは異なると思います。</p> <p>平成19年度に実施されたシミュレーションの結果では、昭和59年度改修工事の際が、最も飛散したのではないかとされておりますので、そこを最大のリスクとみて進めていくのかと思えますが、仮にリスクが低くとも検診は毎年やるものなののでしょうか。</p>
名取委員	<p>検診を実施するとするならば、毎年となると思います。</p> <p>仕事においてアスベストばく露のあった方に対しては、一般的に年2回実施していることを踏まえると、毎年実施するか検診自体を実施しないかの二択になるかと思えます。</p>
久保委員	<p>2年や3年に1回では意味がないということですか。</p>
名取委員	<p>この検診で何を診ていくのかというのが大きな要因になってくるかと思えますが、胸膜肥厚等を診ていくことを考えると毎年行うことが望ましいと思います。</p>
久保委員	<p>極端な話をさせていただくと、浜見保育園におけるアスベスト関連疾患のリスクは低いと結論付けられた場合、市としての検診は実施せずに、対象者それぞれが健康状態を確認していく中で、疑い等が出た場合に対応していくということも有り得るということでしょうか。</p>
名取委員	<p>リスクが本当に低いのであれば、全員にレントゲン撮影を実施することによる放射線被ばくの問題を考えなければならないので、その際は現に疾患が発出した方に対する補償等の手立てを考えていくということによいと思います。</p> <p>ただ、今回想定するリスクについては幅がある可能性が大きいため、</p>

	そのような状況になり得るかは微妙なところだと思います。
委員長	ただ、すでに5年に1回検診を実施していくということを、市から対象者にご案内されておりますので、ここで「リスクが低いから検診は実施しません」ということができるかどうかは、非常に難しい問題かと思いますが。
名取委員	それに関しては、リスクの問題とは別に、市の政策として検診を実施していくと決定すればよいものと考えます。 それにおいても、リスクが低いことが結論付けられれば、人によっては検診を受診しないという判断材料にもなりますし、安心感を与えることもできますので、一定の効果も期待できるものと思います。
委員長	スケジュールでは、10月に説明会を実施されるとのことですが、仮にこれを前提に進めるとなると、いつくらいまでにリスクの推定が必要でしょうか。
保育課 (武井参事)	9月末から10月頭くらいかと思います。
久保委員	これから本案件のリスクを推定するためには、改修工事の際の資料等を調べることや、当時の工事関係者等に聞き取りを行い、それを総合し一般化し、類似する環境測定結果等と照らし合わせるしかないのではないかと考えております。 そう考えると、今から9月末までという期間で終わられるかどうか疑問です。
副委員長	昭和59年度の改修工事については、その後に天井の点検口を開けた際の写真等があり、それに吹き付け材を剥がした跡などが写っておりますので、そこから推定できるかと思いますが。 ただ、その場に児童がどのくらいの時間いたのかということは、記憶に頼る部分も大きいので、ヒアリング等の時間がかかるのかなと思います。
久保委員	その点も含めて、リスク推定をするとすると、当時の保護者等から聞き取りを行うかどうかということにもなってきますので、時間はかかるものと思われませんが。
副委員長	児童の滞在時間については、先ほどの話にありましたように、最大時間いた児童はどのくらいの時間であったのかを推定し、最大のリスクを推定できるかと思いますが、そうすると個々の状況までは判断できないため、一定の課題も残ってしまいます。
久保委員	すでに実施したシミュレーションでは、天井の点検口を開けた際に、

	どの程度の粉じんが飛散したかの測定を行っておりますが、この天井裏の状況についても、保護者の方にはもっとひどい状況を写した写真を見られたとおっしゃっておりますので、そうした意味では市と保護者等との共通の基盤にはなっていないのかなと思います。
名取委員	そうした議論があるのであれば、そのシミュレーション結果を基に、10倍程度の量があったのではないかとということで、10倍の値を想定すればよろしいのではないのでしょうか。
久保委員	確かにそういう方法もあるかと思いますが、いずれにしても時間がかかってくるのかなと思います。
副委員長	今から児童一人一人におけるリスクを推定することは困難ですので、ある程度は予想しながら進めるしかないのかなと思います。なので、最大限のリスクを推定すべきだと思います。
名取委員	それとともに、対象者によってはとても不安が大きい方もいるので、低いリスクも推定する中で、そうした方の安心を作ってあげることも必要だと思います。
牛島委員	推定結果を対象者に通知した際に、そこから本人や保護者が「うちは長くいたから、リスクが大きいのかな」ですとか「うちは時間が短いからリスクは低いのかな」というように考えることができるものをお示しすればよいと思います。
委員長	仮にこのスケジュールを前提に進めるとなると、これから2カ月程度で推定までしていかなければならないので、とりあえず2カ月間でできるところまで進め、その後必要に応じて追加の確認をしていくしかないかと思います。
名取委員	リスクの推定がとても順調にいったら、説明会も予定どおりの実施できた際には、検診についてもこのスケジュールでできると思います。そうでない場合には、残念ながらこのスケジュールを少し後ろ倒しするしかないと思います。
委員長	リスクの推定を行い、検診は毎年実施すべきとの結論を得た場合には、対象者は増えていくということでもよろしいですか。
名取委員	これまで検診を行ってきた方の分は少なからず増えると思います。
副委員長	改めて、リスクの推定の経なければ、今年度の検診は実施しないということでもよろしいのでしょうか。
名取委員	リスクの推定がなく、どなたが説明会において説明ができるのかという点が問題なのです。説明会に来られた方に対して答えることができなくなってしまいますので、それであれば少し待ってから検診を実施すればよいと思

	ますが。
副委員長	であれば、そうした案内を市が発出する必要がありますね。
有菌委員	市がニュースレターを送ってくだされば、必要に応じて私たちからも説明します。
赤堀委員	第1回の委員会において、昭和59年度の対象者について全員は把握されていないと聞いておりますので、通知が発送できない方々に対しては、広報等を利用し、お知らせいただいた方がよいと思います。
保育課 (武井参事)	基本的なことですが、今現在検診対象としているのは、児童の方が20歳を迎えてからということだと思っておりますが、この点はよろしいでしょうか。
赤堀委員	現在ではそうです。 しかし、議論のはじめの頃は、高校1年時に撮影する画像を利用して、検診をするよう保護者から市へは訴えおりました。 しかし、結果としては市から20歳を迎えてからという結論が示されたかたちです。
保育課 (武井参事)	今年度対象としているのは、平成12年に卒園された方々ということで30名となっておりますが、この方々に対する検診については今年度実施しなければならないのかなと考えておりますが、その点はいかがなのでしょうか。
牛島委員	その点も含めて、まずはリスクを推定してから判断しましょうというのが、現在のところかと思えます。
委員長	今のお話は、平成12年度に卒園された方は今年度20歳を迎えるが、その他の方々はまだ20歳に達していないため、いずれにしても対象ではないということですか。
保育課 (武井参事)	20歳を迎えてから検診を実施していくことを前提とすると、今年度対象の数は検診頻度問わず、あまり変わらないということです。
有菌委員	昭和59年度改修工事の際の対象者には、通知しなければならないと思いますが。
保育課 (武井参事)	検診が5年に1回ではなく、毎年実施となった場合には、昭和59年度の方々にも通知していく予定です。
名取委員	そもそも20歳から検診を開始していくということにも、合理的な理由はないと思います。 他の自治体の事例では、15歳時点の定期健康診断の画像を引用し

	<p>て読影を行っております。</p> <p>なので、20歳以降検診を実施していくという点についても藤沢市独自であると言えます。</p> <p>ただし、他の自治体においては15歳以降の検診については、まだ決定されていない状況です。</p> <p>それはなぜかと言うと、ばく露からまだあまり時間が経っていないためです。</p> <p>藤沢市の場合は、昭和59年度にばく露の可能性のある事案があったことが後に判明したので、現在のような流れになっているのだと思います。</p> <p>しかし、なぜ20歳から開始して、5年に1回という頻度なのかと問われても、正直申し上げてお答えができません。</p> <p>そうしたことを医療者としてもあまり行いたくないため、リスクの推定を待って実施した方が理に適っていると考えます。</p>
委員長	<p>今年度の予定については、すでに対象者にご案内されているのでしょうか。</p>
保育課 (浅木主任)	<p>まだ案内文等は発送しておりません。</p>
有菌委員	<p>広報も利用して周知していただくことは可能でしょうか。</p>
委員長	<p>その点について即答は難しいでしょう。</p>
有菌委員	<p>ただ、こうしたことは昭和59年度の対象者の方に分かるようにお知らせしていただかないと、意味がないと思いますので、ご検討をお願いします。</p>
赤堀委員	<p>今、昭和59年度対象者の方と連絡をとり、当時の名簿等を提供していただけないかと打診しているところです。</p> <p>ですが、それもまだ不明なので、みなさまに分かるようなかたちでお知らせいただきたいと思います。</p>
保育課 (浅木主任)	<p>ニュースレターに掲載している表につきましては、対象者の年齢毎に記載しておりますので、年度毎の対象者は30名程度になっているところです。</p> <p>もちろん、浜見保育園全体としては毎年度100名以上の在園児がおりますが、20歳を迎えられる時期はそれぞれ異なりますので、年齢毎に記載させていただいております。</p> <p>ただし、昭和59年度の対象者につきましては、問題発覚時点ですでに名簿を廃棄しておりましたので、これまでの呼びかけの中で判</p>

	明した方が30名程度となっております。
委員長	<p>通知や広報の方法は、また別途協議が必要かと思いますが、何よりリスクの推定を進め、それがはっきりした段階で検診を検討するという方向になっているかと思います。</p> <p>その場合、恐らく本日ご提案いただいたスケジュールでは難しいかと思いますが、まずはリスクの推定を進めるということで、委員のみなさま及び市の方々もよろしいですか。</p>
<u>異議なし</u>	
委員長	<p>では、そのように進めていくことでご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは、改めてになります。議題の5及び6について事務局から説明をお願いしますでしょうか。</p>
事務局 (中野主任)	<p>議題5の「浜見保育園の石綿飛散事実の確認及びそれに伴う石綿関連疾患のリスクの推定について」はすでにご議論いただいておりますが、その事実確認とリスクの推定については、どのような体制等をもって進めていくのかについてご議論いただきたいと考えていたところでした。</p> <p>議題6の「石綿関連疾患の早期発見における利益と受診者の放射線被ばくリスクの関係について」は、参考資料として放射線医学総合研究所、電気事業連合会及び千葉県がホームページに掲載しているものを配付しております。</p> <p>そういったものをご参照いただきながら、放射線被ばくとの関係についてご議論いただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この2点ですが、1点目の飛散事実の確認とリスクの推定が急務であると思います。</p> <p>これについてどのように進めていくかですが、新たな部会を設けるという案も出ておりますが、何かご意見等ございますか。</p>
有菌委員	事実確認については、市で資料があるかと思いますが。
久保委員	<p>補償検討部会では市の資料やその他の資料を収集し、検討を進めておりますが、公的に残っている資料としては、すでにみなさまが目になされているようなものであると思いますので、これを基に進めていくしかないのかなと思います。</p> <p>新たな視点を持って、更に必要となる資料を市に追加で提出してもらおうということは可能かもしれませんが。</p>

赤堀委員	昭和59年度当時に関する資料についても、もしかしたら入手できるかもしれません。 現在、当時の関係者の方と連絡をとっておりますので、その方から何か写真等の資料をご提供いただける可能性はあります。 また、併せてヒアリング等を行うこともできるかと思えます。
副委員長	今お話のあった写真というのは、当時に保護者の方等が撮られた写真ということでしょうか。
赤堀委員	そうです。 お話によると、写真の中で問題となっている保育室の天井を写したのものもあるかもしれないとのことですので。 話をお伺いしていると、当時の児童の方も、「前は天井がなかった」等の記憶はあるようですので、ヒアリングも有効だと思えます。
副委員長	その写真は非常に有効だと思えます。
赤堀委員	話を伺うと、昭和59年度の改修工事以前と以後の天井辺りが写っている写真もあるかもしれないとのことですね。
名取委員	あとはヒアリングによる肉付けですね。 新たな部会の部会員を選出し、ヒアリング対象者を選出し、日程を確保した中で、ヒアリングを実施し事実と思われるものを積み上げていくということだと思えます。 これだけの委員の方々がいらっしゃいますので、一人ではなくみなさんと分担しながら、進めていくということになるのではないのでしょうか。
牛島委員	対象者の方からご提供いただく資料についても、対象者からするとどういったものが関係資料かそうでないのかは判別し難いと思いますので、明らかに異なるもの以外をご提供いただいて、こちらで選別する方がよいかと思えます。
副委員長	市では昭和59年度改修工事の記録等の資料は、現在は無いのでしょうか。
保育課 (武井参事)	基本的には無いですが、文書保管の部署等を探せば、何かは出てくるかもしれません。
副委員長	工事期間だけでも分かる資料があれば、かなり有力な資料となりますので、もし残っていたらお願いします。
牛島委員	例えばそうした資料は、市のどこの部署に伺えば見せていただけるのでしょうか。
保育課	市の部署としましては、文書館というところで保管しておりますが、

(武井参事)	それぞれの文書に保存年限というものがございますので、その期限が過ぎてしまっていたら、現存はしていないと思います。
久保委員	<p>当時も市でかなり様々な資料を探されたと思いますが、あれから時間も経ち、様々な人間が関わるようになった中で、新たな視点を持って探してみると発見されるケースというのもありますので、是非ご尽力いただきたい。</p> <p>当時は市としても、かなり慌ただしい中で探したでしょうから、見落とし等もないとは言いきれませんので。</p>
委員長	<p>その点については、これから再度ご協力いただくということでお願いします。</p> <p>本日のについては、体制をどのようにするかという点が重要かと思いますが、事実の確認についてはすでに補償検討部会で行っていただいていると聞いておりますので、そこに永倉副委員長を加え、できれば久保委員にまとめ役となっていただき、進めていただきたいと思います。</p> <p>事実の確認の後、リスクの推定をいたしますので、そこについては私も加わって検討していきたいと思います。</p> <p>その中で、有菌委員や赤堀委員にもご協力いただきたいと思います。そのようなかたちでよろしいでしょうか。</p> <p>名取委員はリスクの推定等はよろしいですか。</p>
名取委員	その点については、委員長その他のみなさまにお任せいたします。
委員長	<p>では、事実確認・リスク推定部会のような名称で、久保委員・牛島委員・永倉副委員長・私で構成し、必要に応じ有菌委員及び赤堀委員にもご協力いただくということで進めていきたいと思います。</p> <p>事実確認に関しては、かなり時間を要するものと思いますが、とりあえずはリスクの推定に必要な部分を進めていただきたいと思います。</p> <p>例えば、濃度に関するものですか、児童の滞在時間等を中心に進めていただきたいと思います。</p> <p>それを踏まえて、リスクの推定を行いたいと思います。</p>
赤堀委員	園児に限らず、当時浜見保育園にいらっしゃった方を対象とするということよろしいですか。
委員長	そうです。
有菌委員	人事に関する資料は保管されておりますか。昭和59年度当時にごなたが園長であったか分かるものですか。
職員課	ございます。

(中村主幹)	
有菌委員	ひとまずはその辺りの資料もご提供いただくようですかね。
委員長	<p>職員についても当然関係はしてきますが、年齢の問題があり0歳児等の若年の段階でばく露した可能性があるのは園児ですので、まずは園児のリスク推定を急ぐべきかなと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>では、次に移りまして、議題6ですが事務局から参考資料が配付されておりますが、これについてはリスクの推定がどの程度かに関係してまいりますので、それを待って検討したいと思います。</p> <p>ということで、議題の5及び6はよろしいでしょうか。</p> <p>では、最後のその他でございますが、特になければ次回の日程について確認したいと思いますが、10月初め頃の開催でよろしいでしょうか。</p>
<u>異議なし</u>	
委員長	<p>では、10月初めということで、日程調整にご協力いただきたいと思います。</p> <p>その他、委員のみなさまから、何かございますか。</p>
<u>特になし</u>	
委員長	<p>では、本日の委員会はこれにて閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>